

2019 Jリーグ YBC ルヴァンカップ試合実施要項

第1条〔趣 旨〕

本実施要項は、Jリーグ規約第40条第1項第4号に定める公式試合として、2019 Jリーグ YBC ルヴァンカップ（以下「本大会」という）の試合の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「2019 明治安田生命 J1・J2・J3 リーグ戦試合実施要項」（以下「リーグ戦実施要項」という）を準用する。

第2条〔大会方式〕

- (1) 本大会は、グループステージ、プレーオフステージおよびプライムステージから構成される。
- (2) 本大会には、すべてのJ1クラブと、第5項第1号または第6項第1号に該当するJ2クラブが参加する。ただし、AFCチャンピオンズリーググループステージ（以下「ACLG S」という）に参加するJ1クラブは、グループステージおよびプレーオフステージの参加を免除され、プライムステージから参加する。
- (3) グループステージおよびプレーオフステージは、AFCチャンピオンズリーグプレーオフ（以下「ACLP O」という）に参加する2クラブの試合結果に応じて、次項から第6項の規定に従う。
- (4) A C L G Sに参加するチーム数が2クラブである場合、以下の定めに従う。
 - ① 本大会にJ2クラブは参加しない。
 - ② グループステージは参加クラブをA～Dの4つのグループ（1グループ4クラブ）に分け、各グループ内でホーム&アウェイ方式（計2試合）2回戦（ホーム&アウェイ）総当たりとする。グループステージのグループ分けは、前シーズンのJ1リーグおよびJ2リーグの年間順位（以下「前年順位」という）に従い、A C L G Sに参加するチームを除き、A、B、C、D、D、C、B、A、A、B、C、D、D、C、B、Aの順に各グループに振り分けるものとする。
 - ③ グループステージについては、各グループの1位から3位までのチームの合計12チームがプレーオフステージに進出するものとする
 - ④ プレーオフステージについては、以下の試合をホーム&アウェイ方式（計2試合）で行い、それぞれの勝者（計6チーム）がプライムステージに進出するものとする
グループステージ1位チーム中1位 対 グループステージ3位チーム中4位
グループステージ1位チーム中2位 対 グループステージ3位チーム中3位
グループステージ1位チーム中3位 対 グループステージ3位チーム中2位
グループステージ1位チーム中4位 対 グループステージ3位チーム中1位
グループステージ2位チーム中1位 対 グループステージ2位チーム中4位
グループステージ2位チーム中2位 対 グループステージ2位チーム中3位
- (5) A C L G Sに参加するチーム数が3クラブである場合、以下の定めに従う。
 - ① 本大会に参加するJ2クラブは、以下の場合毎に以下に定めるクラブとする

前シーズンの結果 J 1 から J 2 に降格となったクラブ数	本大会に参加する J 2 クラブ
3 クラブ	前シーズンの J 1 年間順位 16 位の J 2 クラブ
2 クラブ	前シーズンの J 1 年間順位 17 位の J 2 クラブ
1 クラブ	前シーズンの J 1 年間順位 18 位の J 2 クラブ
0 クラブ	前シーズンの J 2 年間順位 1 位の J 2 クラブ

- ② グループステージのグループ分けと対戦方式は、前項第 2 号の定めに従う。
- ③ グループステージについては、各グループの 1 位チームおよび 2 位チームの全てならびに各グループの 3 位チームのうち上位 2 チームの合計 10 チームがプレーオフステージに進出するものとする
- ④ プレーオフステージについては、以下の試合をホーム&アウェイ方式（計 2 試合）で行い、それぞれの勝者（計 5 チーム）がプライムステージに進出するものとする
- グループステージ 1 位チーム中 1 位 対 グループステージ 3 位チーム中 2 位
 グループステージ 1 位チーム中 2 位 対 グループステージ 3 位チーム中 1 位
 グループステージ 1 位チーム中 3 位 対 グループステージ 2 位チーム中 4 位
 グループステージ 1 位チーム中 4 位 対 グループステージ 2 位チーム中 3 位
 グループステージ 2 位チーム中 1 位 対 グループステージ 2 位チーム中 2 位
- (6) A C L G S に参加するチーム数が 4 クラブである場合、以下の定めに従う。

- ① 本大会に参加する J 2 クラブは、以下の場合毎に以下に定めるクラブとする

前シーズンの結果 J 1 から J 2 に降格となったクラブ数	本大会に参加する J 2 クラブ
3 クラブ	前シーズンの J 1 年間順位 16 位と 17 位の J 2 クラブ
2 クラブ	前シーズンの J 1 年間順位 17 位と 18 位の J 2 クラブ
1 クラブ	前シーズンの J 1 年間順位 18 位の J 2 クラブと J 1 に昇格しなかった J 2 クラブで年間順位最高位の J 2 クラブ
0 クラブ	前シーズンの J 2 年間順位 1 位および 2 位の J 2 クラブ

- ② グループステージのグループ分けと対戦方式は前項第 2 号と同様とする
- ③ グループステージについては、各グループの上位 2 チームの合計 8 チームがプレーオフステージに進出するものとする
- ④ プレーオフステージは、以下の試合をホーム&アウェイ方式（計 2 試合）で行い、それぞれの勝者（計 4 チーム）がプライムステージに進出するものとする
- A グループ 1 位 対 D グループ 2 位
 B グループ 1 位 対 C グループ 2 位
 C グループ 1 位 対 B グループ 2 位
 D グループ 1 位 対 A グループ 2 位
- (7) プライムステージは、準々決勝および準決勝をホーム&アウェイ方式（計 2 試合）、決勝を 1 試合で行う。なお、組み合わせについてはプレーオフ終了後に抽選を行い決定する。
- (8) 本条において想定されていない事態が発生した場合の処置は、理事会で審議決定する。

第3条〔試合の主催等〕

- (1) 本大会のすべての試合は、協会およびJリーグが主催し、Jリーグが主管する。
- (2) Jリーグは、本大会のグループステージから準決勝までの試合の主管権をホームクラブに譲渡する。

第4条〔外国籍選手〕

本大会において、J1クラブとJ2クラブが対戦することとなる場合における外国籍選手のエントリー可能数は、リーグ戦実施要項第14条第2項に定めるそれぞれの所属リーグの上限数に従う。

第5条〔試合出場メンバー〕

- (1) 本大会のすべての試合において、2019年12月31日において満年齢21歳以下の日本国籍選手（以下、本条において、「対象選手」という）を1名以上先発出場させなければならない。ただし、次の場合はこの限りではない。
 - ① 第5条に基づき出場資格を有する対象選手1名以上が、試合日において日本代表試合または日本代表の合宿その他の活動（ただし、A代表またはU-19以上のカテゴリーの日本代表に限る）に招集されている場合
 - ② 先発選手として試合エントリーされた対象選手がその後の怪我等のやむを得ない理由により出場ができなくなった場合
- (2) 本条の違反があった場合は、理事会が当該違反をしたJクラブに対する処分等を決定する。

第6条〔出場資格を得るための登録期限と出場資格〕

- (1) 2019年10月4日までに協会への選手登録およびJリーグ登録を完了した選手のみが試合への出場資格を有する。
- (2) 選手はグループステージおよびプレーオフステージまたはプライムステージを通じ、2チーム以上のために試合に出場してはならない。

第7条〔試合の勝敗の決定〕

- (1) グループステージの試合は、90分間（前後半各45分）で勝敗が決定しなかった場合には、引き分けとする。
- (2) グループステージが終了した時点で、勝点（勝利3点、引き分け1点、敗戦0点）の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。ただし、勝点数が同一の場合は、次の第1号から第4号の順序により順位を決定する。
 - ① 勝点数が同一のチーム間で行った試合の勝点数
 - ② 勝点数が同一のチーム間で行った試合の得失点差
 - ③ 勝点数が同一のチーム間で行った試合の得点数
 - ④ 勝点数が同一のチーム間で行った試合のアウェイゴール数

上記第1号から第4号を適用してもなお、複数のチーム間で順位を決定することができない場合、第1号から第4号を当該チーム間に限り再度適用し、順位を決定する。この手順を繰り返してもなお順位を決定することができない場合、次の第5号から第9号の

順序により順位を決定する。

- ⑤ グループ内の全試合の得失点差
 - ⑥ グループ内の全試合の得点数
 - ⑦ 順位決定に関わるチームが2チームのみで、その両チームがフィールド上にいる場合はペナルティーキック（以下「PK」という。なお、各チーム5人ずつ、決着がつかない場合は6人目以降は1人ずつで、勝敗が決定するまで行うものとする。以下同じ）
 - ⑧ グループ内の全試合の反則ポイント
 - ⑨ 抽選
- (3) 第2条第4項第3号に基づき各グループの3位の上位2チームを決定するにあたっては、勝点の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。ただし、勝点数が同一の場合は、次の各号の順序により順位を決定する。
- ① 得失点差
 - ② 得点数
 - ③ 反則ポイント
 - ④ 抽選
- (4) プレーオフステージは90分間（前後半各45分）の試合をホーム&アウェイ方式で2試合行い、第2戦が終了した時点で、勝利数が多いチームを勝者とする。
- (5) プレーオフステージの第2戦が終了した時点で、勝利数が同数の場合には、次の各号の順序により勝者を決定する。
- ① 2試合における得失点差
 - ② アウェイゴール数
 - ③ 第2戦終了時に、30分間（前後半各15分）の延長戦
 - ④ PK
- (6) 前項第3号の延長戦に出場する者は、プレーオフステージの第2戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。ただし、プレーオフステージの第2戦と合わせて最大4名までの交代を行うことができる。また、延長戦に入る前の休憩時間にピッチ内に入ることができる者は、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフおよび選手とする。ただし、主審により退場または退席を命じられた者を除く。
- (7) 準々決勝および準決勝についても、プレーオフステージと同様前3項の定めに従って行い、決勝進出チームを決定する。
- (8) 決勝は、90分間（前後半各45分）の試合を行う。90分間で勝敗が決定しなかった場合、次の各号の順序により勝者を決定する。
- ① 30分間（前後半各15分）の延長戦
 - ② PK
- (9) 前項第1号の延長戦に出場する者は、後半終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。ただし、その直前の90分間の交代人数と合わせて、最大4名までの選手交代を行うことができる。
- (10) 第5項第4号および第8項第2号におけるPKに参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が4名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。

- (11) 第5項第4号および第8項第2号におけるPKにおいて使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。ただし、主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントスを行わずに使用するゴールを決定することができる。PK開始後は、安全上の理由またはゴールもしくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、主審は使用するゴールを変更することができる。

第8条〔順位の設定および表彰〕

Jリーグは、決勝における勝者を優勝、敗者を2位、準決勝における敗者を3位として、別途理事会が定める「表彰規程」により表彰する。

第9条〔広告看板等の設置〕

- (1) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグの指定した位置に本大会のタイトル看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。
サイズ：天地 900mm×左右 13,500mm
枚数：1枚
- (2) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグの指定した位置に冠パートナーおよびサブスポンサーが、広告看板またはバナー広告を掲出できるスペースを確保しなければならない。
サイズ：天地 900mm×左右 6,000mm
枚数：冠パートナーおよびサブスポンサー合計最大 16枚
- (3) 決勝については、前項の掲出物に加え、電光看板、90°システムシート等を使用する。
なお、電光看板および90°システムシートのサイズおよび最大枚数は、リーグ戦実施要項に従うものとする。

第10条〔手当等〕

- (1) 審判員の手当て等は以下のとおりとする。
手当て：主審 120,000円 副審 60,000円 第4の審判員 20,000円
VAR 30,000円 AVAR 15,000円
交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による
- (2) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。
- ① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合または試合が開始されなかった場合手当ては支払わない
- ② 試合途中の負傷等により交代した場合、または試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする
- イ. 試合途中から責任の軽い職務についた場合、職務が果たせなくなった場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、Jリーグ規約第63条第2号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当てを支払う
手当て：主審 70,000円 副審 35,000円 第4の審判員 10,000円
VAR 15,000円 AVAR 7,500円

- ロ. 試合途中から、責任の重い職務についた場合、新たな職務に対して、前項に定めた手当てを支払う
- ③ 前2号に関わる交通費および宿泊費は、実際に移動および宿泊を伴った場合に限り、Ｊリーグの「旅費規程」に基づいて支払う
- (3) マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。
手当て：30,000円
交通費・宿泊費：Ｊリーグの「旅費規程」による
- (4) 前項の定めにかかわらず、試合が中止された場合のマッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。
- ① マッチコミッショナーが試合会場に到着する前に中止が決定した場合
手当て：なし
交通費・宿泊費：Ｊリーグの「旅費規程」による（移動が伴った場合にのみ支払い）
- ② マッチコミッショナーが試合会場に到着した後、試合開始前に中止が決定した場合
手当て：20,000円
交通費・宿泊費：Ｊリーグの「旅費規程」による
- ③ 試合途中で中止が決定した場合
手当て：30,000円
交通費・宿泊費：Ｊリーグの「旅費規程」による

第11条〔アクレディテーションカード（AD証）〕

- (1) グループステージから準決勝までの試合については、リーグ戦実施要項に定めるアクレディテーションカード（AD証）およびホームクラブの発行するAD証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。
- (2) 決勝の試合については、Ｊリーグが別途発行するAD証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。

第12条〔納付金〕

- (1) ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の3%相当額を本大会終了後、別に定める方法にてＪリーグへ報告し、請求書発行日から60日以内に協会に納付しなければならない。
- (2) 準々決勝および準決勝のホームクラブは、それらの試合のうち主管した試合の入場料収入のうちの10%相当額をＪリーグに納付しなければならない。ただし、当該ホームクラブが販売したシーズンチケットに本大会へ入場する権利が含まれている場合は、当該ホームクラブが収受したシーズンチケットの料金のうち、上記の主管した試合に相当する分（当該シーズンチケットの対象試合数で按分して算出する）を加えて入場料収入を算定するものとする。

第13条〔遠征経費〕

本大会に出場する際のチームの遠征に要する交通費および宿泊費は以下のとおりとする。

- ① グループステージから準決勝までの試合については、出場するＪクラブがそれぞれ負担する

- ② 決勝についてはJリーグの「旅費規程」に基づきJリーグが負担する

第14条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。